本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
二千二十六年八月四日にマニラで
フィリピン共和国
外務大臣　マリア・テレサ・P・ラザロ
フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　遠藤和也閣下

○農林水産省告示第千四百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年九月二十四日
農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町東津汲字岡山八九九の九、九〇一の四
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○農林水産省告示第千四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年九月二十四日
農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字尾平五四六三の二（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　砂防設備用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年九月二十四日
農林水産大臣　簗　和生

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県児湯郡新富町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　潮害の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県児湯郡新富町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び新富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年九月二十四日
農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊川市御津町広石高坂二の二、三の二、八九の五五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年九月二十四日
農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道勇払郡占冠村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年九月二十四日
農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道久遠郡せたな町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年九月二十四日
農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道雨竜郡幌加内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び幌加内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年九月二十四日
農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県志布志市志布志町田之浦字宮地原四四三の口乙・四九二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年九月二十四日
農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県廿日市市宮内字入野一〇八三八の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年九月二十四日
農林水産大臣　簗　和生

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県刈田郡蔵王町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　国定公園事業用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県刈田郡蔵王町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　解除の理由　国定公園事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び蔵王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年九月二十四日
農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県八代市泉町葉木字葉木五一の四一（国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年九月二十四日
農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺字斧磨四四〇の一三八
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千四百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年九月二十四日
農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県栗東市荒張字金勝山一三九一の四五・一三九一の五〇・一三九一の五一（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・一三九一の四四（国有林）、一三九一の一六（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年九月二十四日
農林水産大臣　簗　和生